

輪島市監査公表第12号

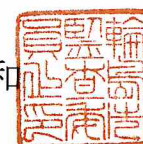
平成30年11月7日付発監査第203号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年11月20日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和





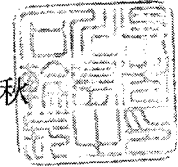
収税第 535 号

平成30年11月14日

輪島市監査委員 高野 哲男 様

輪島市監査委員 漆谷 豊和 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査の結果に基づく措置について (通知)

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙の  
とおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

税務課

監査執行年月日

平成30年10月24日

| 監査の結果  | 措置の内容  | 措置状況       |
|--|--|------------|
| <p>①市税等の滞納について<br/>徴収率アップに向け、引き続き滞納額縮小に取り組んでいたきたい。</p> | <p>滞納額の縮小については、奥能登地区地方税滞納整理機構と連携を密にしながら、引き続き滞納者等の預金債権等を徹底して調査し、かつ、差押やインターネット公売等による滞納処分を確実に実施するなど、更なる滞納額縮小に努めて参ります。<br/>併せて、平成31年4月開始予定のコンビニ収納の導入準備を着実に進めるなど、納税者の利便性向上による徴収率アップに向け、納税環境の整備に務めて参ります。</p> | <p>措置済</p> |